

平成 25 年度「世界通商投資情報」に係る調査業務委託先の公募について

平成 25 年 3 月 29 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査目的

国際的な事業を展開する日本の機械企業にとって重要市場である米国、アジア諸国、中南米諸国の通商・投資関連動向、EU の関税関連動向、および WTO など国際機関の重要な動向に関する速報と詳細な分析を含むレポートを隨時提出するとともに、それらに関する詳細レポートを月次報告書として提出する。

また、組合員にとって重要な個別の通商問題が発生した場合に、適切な対処措置やパブリック・コメント(内外政府等への意見書)の作成等について適切なアドバイスを提供することとする。

2. 調査内容

(1)調査業務

速報: 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項について重要な動きがあった場合、隨時、速報(デイリーアラート情報)としてレポートを提出する。なお、EU 関税情報については、月次ベースでの提出となる。

月次報告書: 上記速報を月次で取りまとめ、それらの情報のうち特に重要な動きについては、さらに分析を加えて報告書を作成し、提出する。

関連データ: 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項に該当する法令原文(また、公表された英語版がある場合には、当該英語版)を提供する。

質疑応答: 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項に関する質問について応答する。但し、法的分析または詳細調査を要する事項については、別途協議するものとする。

セミナー: 下記「(2)調査項目」に掲げる国・地域及び事項に関して、年間 3 回程度、組合員向けのセミナーを開催する。(例:アジア FTA 活用戦略セミナー、EU・米国等の貿易・FTA 政策、EU・米国・中国・インド等の競争法セミナー等)

(2)調査項目、その要点

① 米国

- ・米国の経済関連政策が貿易活動に与える影響
- ・オバマ政権の通商政策の動向
- ・日米通商関係及び中国を含むアジア諸国に対する通商政策に関する動向
- ・通商法、関税法、原産地規則、反トラスト法に関する提訴・調査動向
- ・AD、CVD、セーフガード措置、政府調達などにおいて WTO ルールに違反する可能性のある措置や法案等に関する分析レポート
- ・TPP 交渉の動向、NAFTA や EU その他の米国の FTA 政策
- ・WTO のドーハラウンド、ITA 拡大交渉、サービス貿易新協定等に関する動向
- ・インドネシア APEC への対応動向
- ・日本の機械産業に影響を及ぼす可能性のある米国と第三国(特に中国)の貿易摩擦に関する動向

② アジア諸国(東アジア諸国、インド)

A. ASEAN、ASEAN 諸国、中国、香港、インド、韓国、台湾に関する貿易及び関税に関する下記の事項:

- ・通商関連動向(AD・SG・その他の輸入制限措置、関税、原産地規則、関税評価・手続、基準・認証等)
- ・二国間・多国間 FTA の動向
- ・これらの国が関わる紛争案件や WTO に関する動向
- ・ASEAN/ASEAN+3/ASEAN+6/RCEP の地域経済統合に影響する ASEAN 全体の政策及び法令の動向

B. ASEAN、ASEAN 諸国、インド、台湾、韓国の投資及びその他投資関連政策に関する下記の事項:

- ・投資関連政策・法規・慣行に関する動向(外資規則、投資インセンティブ、投資協定、投資・流通・市場アクセスに対する各種規制、投資に係わる二国間・多国間・地域協定、最近注目が高まっているミャンマーの投資環境整備の状況等を含む)
- ・ASEAN の会議・立法・規則運用の動向
- ・知的財産権(特に模倣品対策)に関する政策
- ・投資協定、租税条約等の締結・改定の動向
- ・日本の機械産業の活動に影響を与える産業政策動向

③ 中南米諸国(メキシコ、ブラジル、アルゼンチン)及び NAFTA、メルコスールにおける、投資及び関税に関する下記の事項:

- ・上記中南米諸国の投資関連政策・法規・慣行に関する動向(外資規則、投資協定、投資インセンティブ、投資・流通・市場アクセスに対する各種規制、投資に係わる二国間・多国間・地域協定等を含む)
- ・NAFTA、メルコスールにおける政策、法規等に関する動向
- ・通関・関税政策
- ・日本の機械産業の活動に影響を与える産業政策動向
- ・アルゼンチンの輸入制限措置等の保護主義的措置の動向
- ・これらの国が関わる紛争案件やWTOに関連する動向
- ・これらの国が関わる地域貿易協定(RTA)やFTA動向

④ EU 関税情報

- ・EUの関税・通関政策の動向
- ・EUのEPA/FTA交渉の状況
- ・関税分類規則、合同関税品目分類表(CN)・HS見直し、デューティ・サスペンション・関税割当等に関する動向
- ・GSP特恵関税、FTA特恵関税、原産地規則、非特恵原産地規則、原産地表示規則に関する制度改定の動向
- ・関税法典委員会の各分科会(機械類、HS/WCO、CN、関税評価等)での会合結果
- ・関税事件を巡る欧州司法裁判所の判決内容
- ・EU税関による知的財産権のエンフォースメントの執行状況
- ・AEOプログラムの動向
- ・IT製品を巡る関税動向
- ・上記関税情報の関連法令テキスト、関連資料等を掲出しているEU当局のサイト

3. 審査基準

- ・申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有している法律事務所であること。
- ・申請者は、調査対象国・地域に事務所を有しそれぞれの事務所から報告書を提出すること。
- ・提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・委託金額：上限177,500米国ドル、または15,087,500円(消費税含む)
- ・契約期間：契約日から平成26年3月31日まで
- ・提出物：随時の速報レポート、月次報告書、関係資料(基本的に電子データで提出)

5. 応募資格

下記の要件をすべて満たす法人または個人とする。

- ・当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 25 年 3 月 29 日～4 月 5 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入のうえ、以下の添付資料とともに E メールまたは郵送により提出して下さい。

応募内容について、ヒアリングをさせて頂くことがあります。受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により、個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給いたしません。

(添付する資料)

企業または個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 25 年 4 月中旬

当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当：通商・投資グループ 長岡

E メール：nagaoka@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9348 FAX:03-3436-6455

以上